

## 令和5年6月秋田市議会定例会提出案件目次

番 号	件 名
83	秋田市市税条例の一部を改正する件
84	秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件
85	秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件
86	秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件
87	秋田市介護保険条例の一部を改正する件
88	秋田市臨時診療所条例を廃止する件
89	秋田市火災予防条例の一部を改正する件
90	字の区域を変更する件
91	市道路線を認定する件
92	都市計画道路泉外旭川線道路築造に伴う附帯工事請負契約の変更契約を締結する件
93	千秋公園整備事業大手門の堀遊歩道整備工事請負契約を締結する件
94	秋田市立外旭川中学校屋内運動場大規模改造建築工事請負契約を締結する件
95	寺内・将軍野統合出張所（仮称）新築建築工事請負契約を締結する件
96	小型動力ポンプ積載車を買い入れる件
97	救急自動車を買い入れる件
98	令和5年度秋田市一般会計補正予算（第3号）の件
99	令和5年度秋田市中心卸売市場会計補正予算（第1号）の件
100	令和5年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）の件



議案第83号

秋田市市税条例の一部を改正する件

秋田市市税条例の一部を次のように改正する。

令和5年6月8日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第27条の8第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「もしくは市民税に充当し」を「、個人の市民税もしくは森林環境税を納付し、もしくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、もしくは納入する」に改める。

第29条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項および前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、

前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第30条の2の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、および徴収する場合に併せて賦課し、および徴収する。

第32条中「及び県民税額」を「、個人の県民税額および森林環境税額」に改める。

第33条の2第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項および第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項および第6項中「によって」を「により」に改める。

第33条の5第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項および第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第33条の5の2第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「および均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条および第33条の5の5において同じ。）」を加え、同項第2号および同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第33条の5の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項および第7

項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第71条第1号エ中「および側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「および道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第85条第1項および第5項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

第88条第1項中「若しくは」を「もしくは」に改め、「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第6条の6第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第6条の8中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条もしくは第64条」を「もしくは第63条」に改める。

附則第6条の8の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第16項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第19項を次のように改める。

19 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第6条の8の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称および個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類および床面積

(3) 家屋の建築年月日および登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第13条の2を削る。

附則第13条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第13条の2とする。

附則第13条の6第3項を削る。

附則第14条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「のガソリン軽自動車」を「の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和

4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第15条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第19条第1項および第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第27条の8、第30条の2、第32条、第33条の2、第33条の5、第33条の5の2および第33条の5の6の改正規定ならびに附則第13条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）および附則第15条第3項の改正規定ならびに次項、附則第5項（改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）附

則第15条第3項に係る部分に限る。) および附則第7項の規定 令和  
6年1月1日

(2) 第29条の3の2の改正規定および附則第3項の規定 令和7年1月  
1日

(個人の市民税に関する経過措置)

2 前項第1号に掲げる規定による改正後の秋田市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第29条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

4 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

5 新条例第71条第1号エおよび附則第15条第3項の規定は、令和6年度



以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

6 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の秋田市市税条例附則第13条の2および附則第13条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

7 新条例附則第13条の2第4項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

8 新条例附則第14条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法の一部改正（令和5年法律第1号）等に伴い、軽自動車税の種別割の税率の特例等について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



議案第84号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件

秋田市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

令和5年6月8日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条の2中「第19条の2」を「第19条の2第1項」に改める。

第19条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第3項中「第18条第1項」を「第18条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第4項、第5項および第7項から第14項までの規定中「第18条第1項の」を「第18条の」に改める。

附則第16項中「ものを除く。）」の次に「および令和4年度以前の年度分の保険税であって令和5年4月1日から規則で定める日までの間に納期限が定められているもの（同月1日前に被保険者の資格を取得したこと等により同日以降に納期限が定められているものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市国民健康保険税条例附則第16項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

## 提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等に係る国民健康保険税の減免の適用範囲を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第85号

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を次のように改正する。

令和5年6月8日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号および第12号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5条第1項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」に改める。

第7条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護について準用する第5条第1項中「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第44条第1項および第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」に改める。

第48条第2項中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護について

準用する場合に限り、第44条中「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第55条第2項および第56条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第104条第4項および第113条第3項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」に改める。

第195条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第200条の2の3第1項第2号アからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

(秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項および第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第38条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に

改める。

(1) 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第58号）第15条第1項第4号および第44条

(2) 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）第26条

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正（令和5年厚生労働省令第48号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。





議案第86号

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を次のように改正する。

令和5年6月8日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第9項中「入所して」を「通所して」に改める。

第6条第9項中「入所して」を「通所して」に改める。

第23条第4項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第59条第3項および第67条第4項中「入所して」を「通所して」に改める。

第71条第4項および第104条第5項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例（令和5年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第40条の2」の次に「（新条例第58条、第62条、第76条、第83条、第84条、第88条、第96条および第101条において準用する場合を含む。）」を加え、「同条」を「新条例第40条の2」に改める。

附則第3項中「第40条の3第2項」の次に「（新条例第58条、第62条、第76条、第83条、第84条および第88条において準用する場合を含む。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和5年厚生労働省令第48号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

## 議案第87号

秋田市介護保険条例の一部を改正する件

秋田市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和5年6月8日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第19項中「ものを除く。）」の次に「および令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日から規則で定める日までの間に納期限が定められているもの（同月1日前に第一号被保険者の資格を取得したこと等により同日以降に納期限が定められているものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市介護保険条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等に係る保険料の減免の適用範囲を改めるため、改正しようとするものである。



議案第88号

秋田市臨時診療所条例を廃止する件

秋田市臨時診療所条例を次のように廃止する。

令和5年6月8日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市臨時診療所条例を廃止する条例

秋田市臨時診療所条例（令和2年秋田市条例第36号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

臨時診療所を廃止するため、この条例を廃止しようとするものである。



議案第89号

秋田市火災予防条例の一部を改正する件

秋田市火災予防条例の一部を次のように改正する。

令和5年6月8日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「および全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体および充電ポスト（コネクタおよび充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものの充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号を次のように改める。

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

第11条の2第1項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「ならびに」を「および」に、「および併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものの設置」を「。ただし、当該喫煙所に健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設けるときは、この限りでない。」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z 8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z 8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第4から別表第7までを次のように改める。



## 別表第4から別表第7まで 削除

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定および次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の秋田市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造および管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号ただし書中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 提案理由

急速充電設備を設置する際の位置に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



議案第90号

字の区域を変更する件

次のとおり本市の字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月8日提出

秋田市長 穂 積 志

変更前の字の区域	変更後の字の区域
秋田市下新城中野字島合 51番から57番まで、58番1、59番1、 60番1、61番1、62番1、63番、64番 1、65番1、66番1、67番1、68番 1、69番1、70番1、71番1、72番 1、73番1、74番1およびこれらの区 域に隣接介在する道路、水路である公 有地の全部	秋田市下新城中野字乳倉
秋田市飯島字雀島 1番1、2番から26番までおよびこれ らの区域に隣接介在する道路、水路で ある公有地の全部	
秋田市下新城笠岡字和田尻 1番、2番、4番、6番から9番ま で、14番から21番まで、22番1、23番 1、33番1、34番1、35番、35番1、 36番から50番まで、51番1、52番1、 57番1、58番1、59番1、60番1、61	秋田市下新城笠岡字新家越

<p>番 1、62番 1、63番 1、64番 1、65番 1、66番 1、67番 1 およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>
<p>秋田市下新城笠岡字中沖</p> <p>15番 1、15番 3、16番 1、16番 2、17番から19番まで、19番 1、20番、24番から28番まで、31番から37番まで、38番 1、39番 1、39番 3、49番 2、50番 1、51番 1、51番 3、52番から72番まで、73番 1、74番 1、75番 1、76番 1、77番 1、78番 1、79番 1、80番 1、81番 1、82番 1、83番 1、84番 1、85番 1、86番 1、87番 1、88番 1、89番 1、90番 1、91番 1、92番 1、93番 1、94番 1、95番 1、96番 1、97番 1、97番 2、98番 1、99番 1 およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>
<p>秋田市下新城笠岡字島下り</p> <p>1番 1、9番、19番から21番まで、25番から58番まで、59番 1、77番から88番まで およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>
<p>秋田市下新城笠岡字家越</p> <p>1番 1、1番 2、4番から6番まで、6番 1、7番から14番まで、14番 1、15番から21番まで、21番 1、22番、22番 1、23番、23番 1、24番、25番、25番 1、26番から35番まで、36番 1、37</p>

<p>番 1、38番、39番 1、43番、44番 1、48番 1、49番から51番まで、52番 1、53番 1、54番から59番まで、60番 1、61番 1、61番 3、65番 1、66番、67番、67番 1、69番 1、69番 7、71番 1、72番 2、85番 1、85番 3、86番 1、86番 2、87番から104番までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>秋田市飯島字芋田 9番 1、10番 1、11番、12番 1、13番から32番まで、33番 1、34番 1、84番 1、85番 1、86番から95番まで、96番 1、96番 2、97番 1、97番 3、163番 1、163番 3、164番、165番およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>秋田市下新城笠岡字川向 73番の一部およびこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部ならびに120番 1に隣接する道路、水路である公有地の一部</p>	<p>秋田市下新城笠岡字田尻</p>
<p>秋田市下新城笠岡字田尻 111番 1の一部および隣接する道路、水路である公有地の一部ならびに121番に隣接する道路である公有地の一部</p>	<p>秋田市下新城笠岡字川向</p>

#### 提案理由

下新城笠岡西部地区県営農地集積加速化基盤整備事業の施行に伴い、字の区域を変更するため、議会の議決を求めようとするものである。



議案第91号

市道路線を認定する件

次の道路を市道路線に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月8日提出

秋田市長 穂 積 志

路線名	起点地番	重要な 経過地	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
	終点地番			
仁井田新田一 丁目22号線	仁井田新田一丁目132番2地先		53.40	6.00
	仁井田新田一丁目132番6地先			
新屋前野町23 号線	新屋前野町259番地先		56.50	6.00 ～ 6.50
	新屋前野町21番1地先			
新屋前野町24 号線	新屋前野町16番13地先		138.20	6.00
	新屋前野町21番2地先			
新屋前野町25 号線	新屋前野町31番7地先		57.60	6.00
	新屋前野町31番3地先			

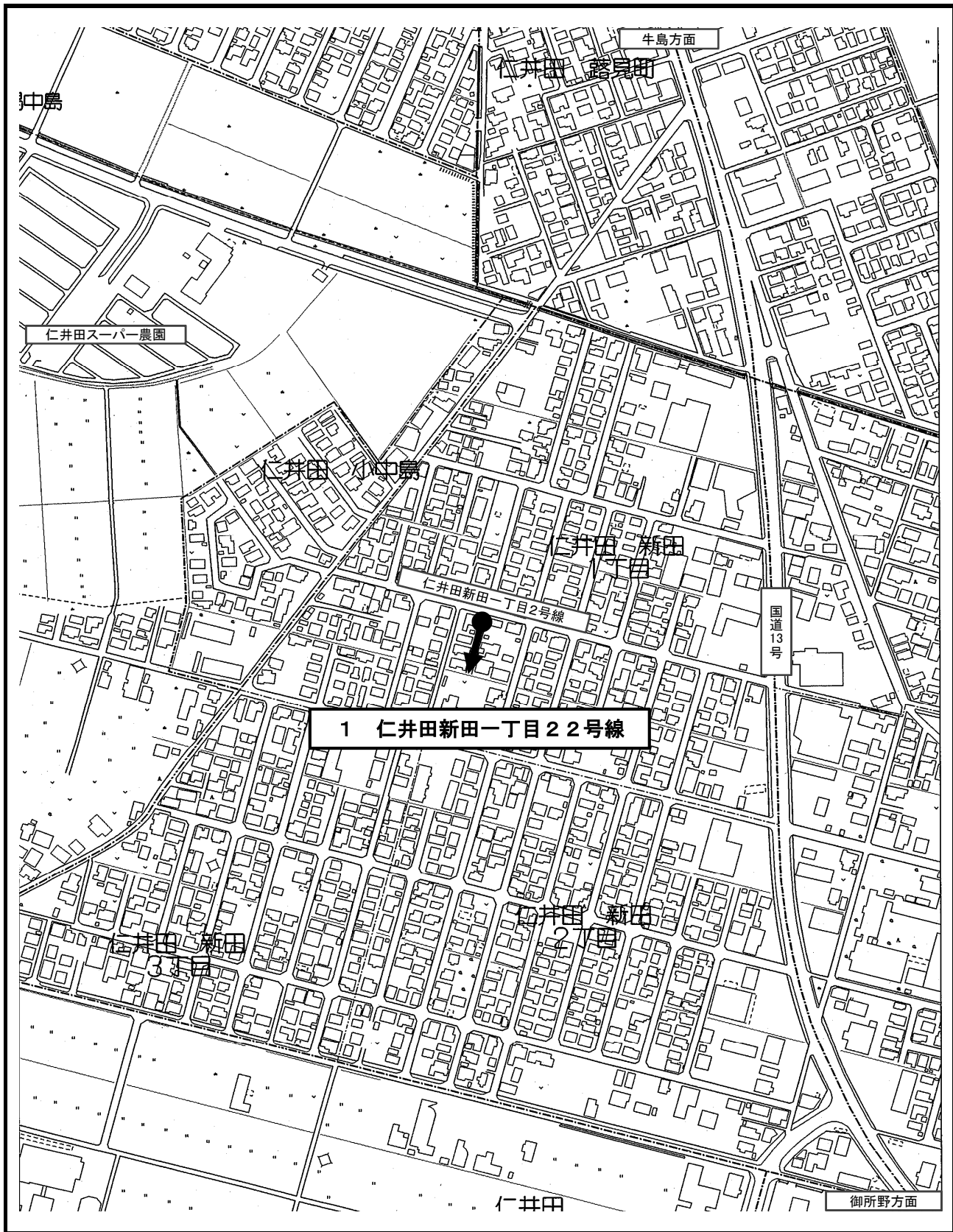
#### 提案理由

住民要望に伴い設置された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするものである。

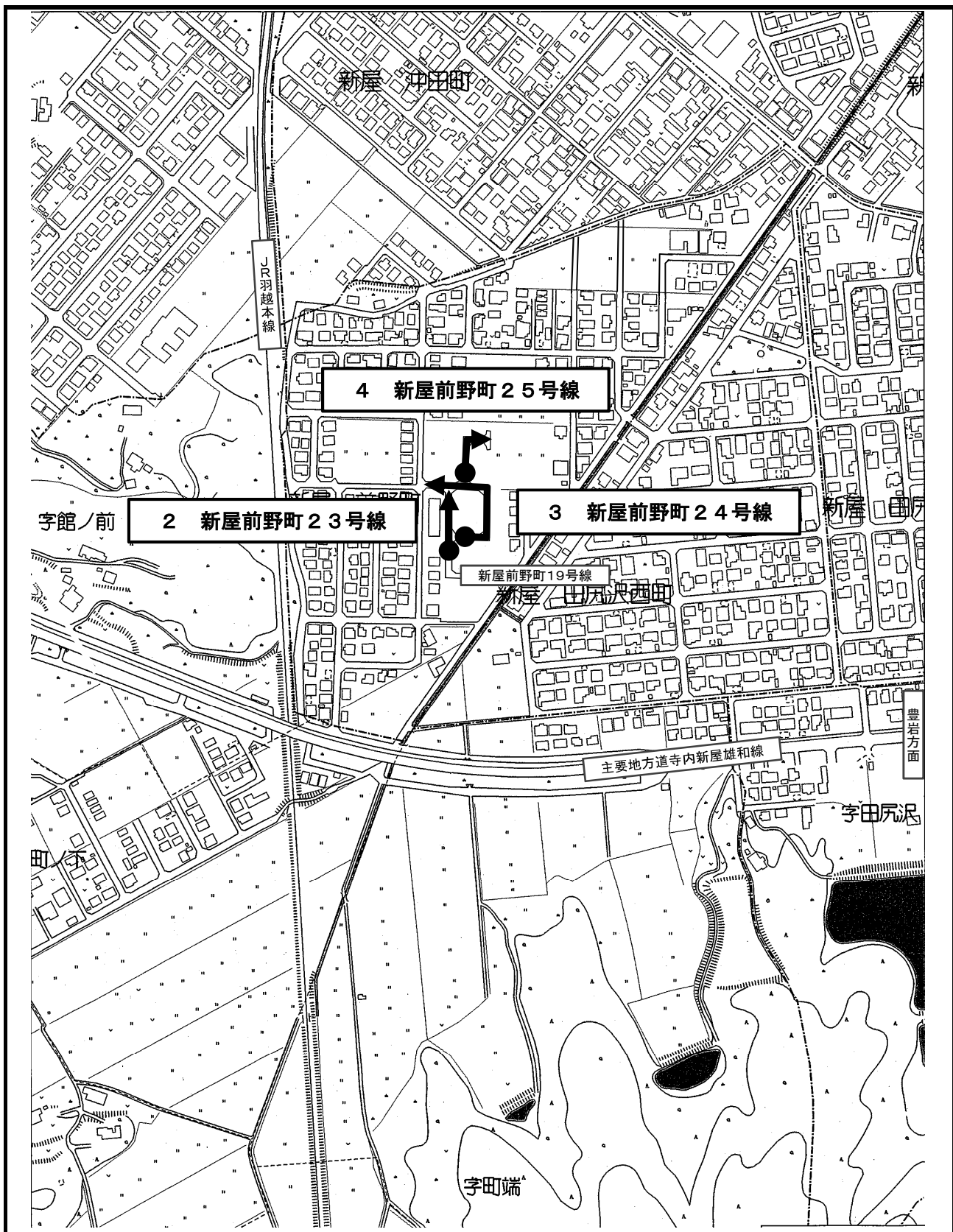


番号	路線名	延長(メートル)	幅員(メートル)
1	仁井田新田一丁目22号線	53.40	6.00
2	新屋前野町23号線	56.50	6.00～6.50
3	新屋前野町24号線	138.20	6.00
4	新屋前野町25号線	57.60	6.00
合計延長		305.70	

仁井田新田一丁目22号線



新屋前野町 23号線～25号線





## 議案第92号

都市計画道路泉外旭川線道路築造に伴う附帯工事請負契約の変更契約を締結する件

次により工事請負変更契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月8日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 議決年月日等 令和4年6月27日（議案第81号）
- 2 工 事 名 都市計画道路泉外旭川線道路築造に伴う附帯工事
- 3 工 事 場 所 泉菅野一丁目地内ほか
- 4 変 更 事 項 契約金額「322,828,000円」を「393,286,850円」に変更する。
- 5 契約の相手方 佐々木・加藤・中央土建特定建設工事共同企業体  
代表者 秋田市南通みその町4番73号  
株式会社佐々木組  
取締役社長 石 塚 英 公
- 6 変 更 理 由 鋼材価格高騰に伴う使用資材（H形鋼）の価格変更などに伴い工事費を変更する必要があることによる。

### 提案理由

都市計画道路泉外旭川線道路築造に伴う附帯工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第93号

千秋公園整備事業大手門の堀遊歩道整備工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月8日提出

秋田市長 穂 積 志

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名       | 千秋公園整備事業 大手門の堀遊歩道整備工事                       |
| 2 | 工 事 場 所     | 千秋公園地内                                      |
| 3 | 契 約 方 法     | 総合評価落札方式による要件付一般競争入札                        |
| 4 | 契 約 金 額     | 368,500,000円                                |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市新屋天秤野1番5号<br>秋田舗道株式会社<br>代表取締役社長 青 池 宏 志 |

### 提案理由

千秋公園整備事業大手門の堀遊歩道整備工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。





## 議案第94号

秋田市立外旭川中学校屋内運動場大規模改造建築工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月8日提出

秋田市長 穂積 志

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名   | 秋田市立外旭川中学校屋内運動場大規模改造建築工事   |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市外旭川字梶ノ目50番地   |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札   |
| 4 | 契 約 金 額 | 244,200,000円   |
| 5 | 契約の相手方  | シブヤ・中山建設工事共同企業体<br>代表者 秋田市外旭川字三後田266番地1<br>株式会社シブヤ建設工業<br>代表取締役 渋谷 守 寿 |

### 提案理由

秋田市立外旭川中学校屋内運動場大規模改造建築工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。



議案第95号

寺内・将軍野統合出張所（仮称）新築建築工事請負契約を締結する  
件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月8日提出

秋田市長 穂 積 志

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名       | 寺内・将軍野統合出張所（仮称）新築建築工事   |
| 2 | 工 事 場 所     | 秋田市寺内字三千刈142番地内   |
| 3 | 契 約 方 法     | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札  |
| 4 | 契 約 金 額     | 440,000,000円  |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 林・小南・明和建設工事共同企業体<br>代表者 秋田市土崎港南一丁目14番37号<br>株式会社林工務店<br>代表取締役 林 徳 彦 |

提案理由

寺内・将軍野統合出張所（仮称）新築建築工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。



議案第96号

小型動力ポンプ積載車を買い入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月8日提出

秋田市長 穂 積 志

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 物 品 名       | 小型動力ポンプ積載車                                |
| 2 | 契 約 方 法     | 公募型指名競争入札                                 |
| 3 | 契 約 金 額     | 21,010,000円                               |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市保戸野原の町7番68号<br>東北物産株式会社<br>代表取締役 深 澤 功 |

提案理由

小型動力ポンプ積載車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第97号

### 救急自動車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月8日提出

秋田市長 穂 積 志

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 物 品 名   | 救急自動車（土崎救急1）                              |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札                                 |
| 3 | 契 約 金 額 | 22,440,000円                               |
| 4 | 契約の相手方  | 秋田市檜山登町1番20号<br>株式会社相場商店<br>代表取締役 相 場 栄 利 |

### 提案理由

救急自動車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。





議案第98号

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度秋田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,122,729千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,041,528千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

令和5年6月8日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	27,270,513	731,758	28,002,271
	2 国庫補助金	6,599,745	731,758	7,331,503
17	県支出金	10,412,158	97,856	10,510,014
	2 県補助金	3,155,229	97,856	3,253,085
19	寄附金	602,895	45,448	648,343
	1 寄附金	602,895	45,448	648,343
21	繰越金	700,000	123,167	823,167
	1 繰越金	700,000	123,167	823,167
23	市債	13,338,900	124,500	13,463,400
	1 市債	13,338,900	124,500	13,463,400
	歳入合計	144,918,799	1,122,729	146,041,528

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 13,706,726	千円 70,592	千円 13,777,318
	1 総務管理費	11,853,967	55,723	11,909,690
	2 徴税費	986,542	14,869	1,001,411
3 民生費		55,443,827	906,426	56,350,253
	1 社会福祉費	26,769,443	750,101	27,519,544
	2 児童福祉費	19,480,755	153,148	19,633,903
	3 生活保護費	9,153,427	3,177	9,156,604
4 衛生費		14,360,286	4,000	14,364,286
	1 環境衛生費	852,113	4,000	856,113
6 農林水産業費		2,938,914	42,415	2,981,329
	1 農業費	2,072,905	42,415	2,115,320
7 商工費		9,076,525	60,375	9,136,900
	1 商工費	9,076,525	60,375	9,136,900
8 土木費		16,273,926	△5,448	16,268,478
	2 道路橋りょう費	3,793,831	171,322	3,965,153
	4 港湾費	206,104	7,750	213,854
	5 都市計画費	4,774,502	△184,520	4,589,982
9 消防費		4,436,395	14,850	4,451,245
	1 消防費	4,436,395	14,850	4,451,245
10 教育費		14,291,265	29,519	14,320,784
	2 小学校費	4,652,334	29,519	4,681,853
歳 出 合 計		144,918,799	1,122,729	146,041,528

## 第2表 継続費補正

(追加)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	3 清掃費	総合環境センター計量装置改修事業	千円 97,900	令和5年度	千円
				令和6年度	97,900

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
9 消防費	1 消防費	消防庁舎改修事業	千円 985,643	令和3年度	千円 98,561	千円 1,000,493	令和3年度	千円 98,561
				令和4年度	502,981		令和4年度	502,981
				令和5年度	384,101		令和5年度	398,951
10 教育費	2 小学校費	日新小学校増改築等事業	3,839,182	令和4年度		3,884,916	令和4年度	
				令和5年度	2,303,509		令和5年度	2,330,949
				令和6年度	1,535,673		令和6年度	1,553,967

### 第3表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
社会福祉費	千円 17,200	千円 145,300	千円 162,500			
児童福祉費	161,500	△ 24,600	136,900			
道路橋りょう費	3,218,000	75,800	3,293,800			
港湾費	7,200	6,900	14,100			
街路事業費	622,400	△ 118,900	503,500			
公園整備費	215,500	8,200	223,700			
消防費	592,600	11,200	603,800			
小学校費	1,815,700	20,600	1,836,300			
計	13,338,900	124,500	13,463,400			



議案第99号

令和5年度秋田市中心卸売市場会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,434千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94,586千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月8日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 43,203	千円 3,434	千円 46,637
	1 一般会計繰入金	43,203	3,434	46,637
歳入合計		91,152	3,434	94,586



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 事業費		5,012	3,434	8,446
	1 中央卸売市場施設整備費	5,012	3,434	8,446
	歳 出 合 計	91,152	3,434	94,586



議案第100号

令和5年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,165千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ502,956千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月8日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 71,513	千円 41,165	千円 112,678
	1 一般会計繰入金	71,513	41,165	112,678
歳入合計		461,791	41,165	502,956

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 事業費		22,095	41,165	63,260
	1 地方卸売市場施設整備費	22,095	41,165	63,260
	歳 出 合 計	461,791	41,165	502,956



一 般 会 計  
歳入歳出補正予算事項別明細書







# 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	13,706,726	70,592	13,777,318
3 民生費	55,443,827	906,426	56,350,253
4 衛生費	14,360,286	4,000	14,364,286
6 農林水産業費	2,938,914	42,415	2,981,329
7 商工費	9,076,525	60,375	9,136,900
8 土木費	16,273,926	△5,448	16,268,478
9 消防費	4,436,395	14,850	4,451,245
10 教育費	14,291,265	29,519	14,320,784
歳 出 合 計	144,918,799	1,122,729	146,041,528

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
10,275			60,317
633,860		120,700	151,866
			4,000
			42,415
			60,375
△35,914		△28,000	58,466
		11,200	3,650
2,079		20,600	6,840
610,300		124,500	0
			387,929

## 2 歳 入

### 16款 国庫支出金

#### 2項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費国庫補助金	千円 1,848,479	千円 229,589	千円 2,078,068	1 総務管理費補助金	千円 229,589
2 民生費国庫補助金	1,213,665	538,083	1,751,748	2 障害者福祉費補助金	375,148
				4 児童福祉費補助金	161,347
				5 生活保護費補助金	1,588
7 土木費国庫補助金	1,733,718	△35,914	1,697,804	2 道路橋りょう費補助金	87,161
				4 都市計画費補助金	△123,075
計	6,599,745	731,758	7,331,503		

### 17款 県支出金

#### 2項 県補助金

2 民生費県補助金	1,820,787	95,777	1,916,564	1 障害者福祉費補助金	15,933
				4 児童福祉費補助金	26,633
				5 老人福祉費補助金	53,211

説	明	千円
64 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	(財 政)	219,314
70 マイナンバーカード交付事務費補助金	(情報統)	10,275
04 社会福祉施設等施設整備費補助金	(福祉総)	363,333
20 障害者総合支援事業費補助金	(福祉総)	11,815
62 保育対策総合支援事業費補助金	(子ども育)	1,056
76 就学前教育・保育施設整備交付金	(施設指)	160,291
04 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	(福祉総)	1,588
03 社会資本整備総合交付金	(建設総)	70,661
12 無電柱化推進計画事業費補助金	(建設総)	△5,500
13 道路メンテナンス事業費補助金	(建設総)	22,000
14 社会資本整備総合交付金	(建設総)	△123,075

18 障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金	(福祉総)	15,933
51 保育所等物価高騰対策事業費補助金	(子ども育)	24,472
52 放課後児童クラブエネルギー価格高騰対策事業費補助金	(子ども育)	2,161
30 介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金	(福祉総)	53,211

16款 国庫支出金 17款 県支出金

17款 県支出金  
2項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
8 教育費県補助金	千円 79,892	千円 2,079	千円 81,971	1 小学校費補助 金	千円 2,079
計	3,155,229	97,856	3,253,085		

19款 寄附金  
1項 寄附金

1 総務費寄附金	600,001	45,448	645,449	1 総務管理費寄 附金	45,448
計	602,895	45,448	648,343		

21款 繰越金  
1項 繰越金

1 繰越金	700,000	123,167	823,167	1 前年度繰越金	123,167
計	700,000	123,167	823,167		

23款 市債  
1項 市債

2 民生債	178,700	120,700	299,400	1 社会福祉債	145,300
				2 児童福祉債	△24,600
7 土木債	5,003,300	△28,000	4,975,300	1 道路橋りょう 債	75,800
				2 港湾債	6,900
				3 都市計画債	△110,700

説	明	
06 マツ林・ナラ林等景観向上事業費補助金	(教委総)	千円 2,079

06 総務管理費寄附金	(人移対)	45,448
-------------	-------	--------

01 前年度繰越金	(財 政)	123,167
-----------	-------	---------

01 社会福祉施設建設債	(財 政)	145,300
01 児童福祉施設建設債	(財 政)	△24,600
01 道路橋りょう整備債	(財 政)	75,800
01 港湾整備債	(財 政)	6,900
02 街路事業債	(財 政)	△118,900
04 公園整備債	(財 政)	8,200

17款 県支出金 19款 寄附金 21款 繰越金 23款 市債

23款 市債

1項 市債

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
8 消防債	千円 592,600	千円 11,200	千円 603,800	1 消防債	千円 11,200
9 教育債	3,197,900	20,600	3,218,500	1 小学校債	20,600
計	13,338,900	124,500	13,463,400		



説	明	
01 消防施設整備債	(財 政)	千円 11,200
01 小学校建設債	(財 政)	20,600

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 一般管理費	千円 8,027,851	千円 10,275	千円 8,038,126	千円 10,275	千円	千円	千円
6 企画費	551,684	45,448	597,132				45,448
計	11,853,967	55,723	11,909,690	10,275	0	0	45,448

#### 2 款 総務費

##### 2 項 徴税費

2 賦課徴収費	232,436	14,869	247,305				14,869
計	986,542	14,869	1,001,411	0	0	0	14,869

#### 3 款 民生費

##### 1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	2,565,806	44,958	2,610,764				44,958
2 障害者福祉費	8,830,114	589,061	9,419,175	391,081	145,300		52,680
3 老人福祉費	956,465	116,082	1,072,547	53,211			62,871
計	26,769,443	750,101	27,519,544	444,292	145,300	0	160,509

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	千円 144	【企画財政部関係】 マイナポイント利用環境整備事業	千円 10,275
12 委託料	10,131		10,275
18 負担金、補助 及び交付金	45,448	【企画財政部関係】 未来創造人材育成・映像プロモーション事業	45,448 45,448

12 委託料	14,869	【企画財政部関係】 税制改正関連システム変更経費	14,869 14,869

22 償還金、利子 及び割引料	44,958	【福祉保健部関係】 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金返還金	44,958 44,958
18 負担金、補助 及び交付金	589,061	【福祉保健部関係】 障がい児者福祉施設整備費補助金 障害者支援施設等物価高騰対策事業 障害児通所支援事業所安全対策事業	589,061 545,000 31,866 12,195
18 負担金、補助 及び交付金	116,082	【福祉保健部関係】 老人福祉施設物価高騰対策事業	116,082 116,082

2 款 総務費 3 款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 児童福祉総務費	千円 12,920,678	千円 147,770	千円 13,068,448	千円 184,763	千円 △24,600	千円	千円 △12,393
4 児童福祉施設費	1,698,637	5,378	1,704,015	3,217			2,161
計	19,480,755	153,148	19,633,903	187,980	△24,600	0	△10,232

3款 民生費

3項 生活保護費

1 生活保護総務費	350,469	3,177	353,646	1,588			1,589
計	9,153,427	3,177	9,156,604	1,588	0	0	1,589

4款 衛生費

1項 環境衛生費

2 環境企画費	329,569	4,000	333,569				4,000
計	852,113	4,000	856,113	0	0	0	4,000

6款 農林水産業費

1項 農業費

3 農業振興費	1,044,417	42,415	1,086,832				42,415
計	2,072,905	42,415	2,115,320	0	0	0	42,415

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 147,770	【子ども未来部関係】	千円 147,770
		児童福祉施設等整備費補助金	98,824
		私立保育所等物価高騰対策事業	48,946
18 負担金、補助 及び交付金	5,378	【子ども未来部関係】	5,378
		放課後児童クラブ物価高騰対策事業	4,322
		放課後児童クラブ安全対策事業	1,056

12 委託料	3,177	【福祉保健部関係】	3,177
		生活保護システム改修経費	3,177

18 負担金、補助 及び交付金	4,000	【環境部関係】	4,000
		中小企業等省エネ促進事業	4,000

18 負担金、補助 及び交付金	42,415	【産業振興部関係】	42,415
		農業ブランド確立事業	42,415

3 款 民生費      4 款 衛生費      6 款 農林水産業費

7款 商工費

1項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
2 商業振興費	千円 7,049,954	千円 5,830	千円 7,055,784	千円	千円	千円	千円 5,830
3 工業振興費	721,617	9,946	731,563				9,946
7 中央卸売市場費	43,203	3,434	46,637				3,434
8 公設地方卸売市場費	71,513	41,165	112,678				41,165
計	9,076,525	60,375	9,136,900	0	0	0	60,375

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

2 道路維持費	2,397,091	42,000	2,439,091	21,000	18,900		2,100
3 道路新設改良費	642,633	58,322	700,955	28,661	26,700		2,961
4 橋りょう維持費	163,698	40,000	203,698	22,000	16,200		1,800

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 5,830	【産業振興部関係】 経営改善計画策定支援事業	千円 5,830 5,830
7 報償費	218	【産業振興部関係】 秋田市新エネルギービジョン（仮称）策定経費	9,946 9,946
8 旅費	172		
10 需用費	380		
12 委託料	9,176		
27 繰出金	3,434	【産業振興部関係】 中央卸売市場会計繰出金	3,434 3,434
27 繰出金	41,165	【産業振興部関係】 公設地方卸売市場会計繰出金	41,165 41,165

14 工事請負費	42,000	【建設部関係】 道路維持修繕事業	42,000 42,000
14 工事請負費	65,322	【建設部関係】 道路改良事業	58,322 28,322
21 補償、補填及 び賠償金	△7,000	側溝改良事業 電線共同溝整備事業	40,000 △10,000
14 工事請負費	40,000	【建設部関係】 橋りょう修繕事業	40,000 40,000

7 款 商工費 8 款 土木費

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
6 交通安全施設等整備事業費	千円 101,000	千円 31,000	千円 132,000	千円 15,500	千円 14,000	千円	千円 1,500
計	3,793,831	171,322	3,965,153	87,161	75,800	0	8,361

8款 土木費

4項 港湾費

1 港湾振興費	206,104	7,750	213,854		6,900		850
計	206,104	7,750	213,854	0	6,900	0	850

8款 土木費

5項 都市計画費

1 都市計画総務費	1,285,987	61,630	1,347,617				61,630
3 街路事業費	1,324,720	△264,150	1,060,570	△132,075	△118,900		△13,175
5 公園整備事業費	477,226	18,000	495,226	9,000	8,200		800
計	4,774,502	△184,520	4,589,982	△123,075	△110,700	0	49,255

9款 消防費

1項 消防費

3 消防施設費	763,253	14,850	778,103		11,200		3,650
---------	---------	--------	---------	--	--------	--	-------



節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	千円 30,000	【建設部関係】 人にやさしい歩道づくり事業	千円 31,000
21 補償、補填及び賠償金	1,000		31,000

18 負担金、補助及び交付金	7,750	【産業振興部関係】 県施行秋田港整備事業負担金	7,750 7,750

18 負担金、補助及び交付金	61,630	【都市整備部関係】 乗合バス事業者運行対策支援事業	61,630 61,630
21 補償、補填及び賠償金	△264,150	【建設部関係】 地方道路交付金事業	△264,150 △264,150
14 工事請負費	18,000	【建設部関係】 公園施設長寿命化整備事業 グリーンインフラ公園緑地整備事業	18,000 15,000 3,000

14 工事請負費	14,850	【消防関係】	14,850
----------	--------	--------	--------

8款 土木費 9款 消防費

9款 消防費

1項 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	4,436,395	14,850	4,451,245	0	11,200	0	3,650

10款 教育費

2項 小学校費

1 学校管理費	1,315,153	2,079	1,317,232	2,079			
4 学校建設費	2,611,347	27,440	2,638,787		20,600		6,840
計	4,652,334	29,519	4,681,853	2,079	20,600	0	6,840

節		説明
区分	金額	
	千円	消防庁舎改修事業 千円 14,850

10 需用費	99	【教育委員会関係】 小学校森林病虫害等防除事業	2,079 2,079
12 委託料	1,980		
12 委託料	2,590	【教育委員会関係】 日新小学校増改築等事業	27,440 27,440
14 工事請負費	24,850		

継続費についての前前年度末までの支出  
の見込み及び当該年度以降の支出予定額

(追加)

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源
					特 定 財 源	其 他		
千円	千円	千円	千円	千円	千円			
4 衛生費	3 清掃費	総合環境センター計量装置改修事業	5					
			6	97,900		73,400	24,500	
			計	97,900		73,400	24,500	

(変更)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源	
					特 定 財 源	其 他			
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
9 消防費	1 消防費	消防庁舎改修事業	3	補正前	98,561		73,900	23,500	1,161
				補正額					
				補正後	98,561		73,900	23,500	1,161
			4	補正前	502,981		377,200	121,300	4,481
				補正額					
				補正後	502,981		377,200	121,300	4,481
			5	補正前	384,101		288,000	94,200	1,901
				補正額	14,850		11,200		3,650
				補正後	398,951		299,200	94,200	5,551
			計	補正前	985,643		739,100	239,000	7,543
				補正額	14,850		11,200		3,650
				補正後	1,000,493		750,300	239,000	11,193
10 教育費	2 小学校費	日新小学校増改築等事業	4	補正前					
				補正額					
				補正後					
			5	補正前	2,303,509		1,727,600	517,700	58,209
				補正額	27,440		20,600		6,840
				補正後	2,330,949		1,748,200	517,700	65,049
			6	補正前	1,535,673		1,151,700	378,000	5,973
				補正額	18,294		15,100	△ 1,400	4,594
				補正後	1,553,967		1,166,800	376,600	10,567
			計	補正前	3,839,182		2,879,300	895,700	64,182
				補正額	45,734		35,700	△ 1,400	11,434
				補正後	3,884,916		2,915,000	894,300	75,616

額、前年度末までの支出額又は支出額  
並びに事業の進行状況等に関する調書

前前年度の 末までの 支出額	前年度末 までの支出 額 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降 支出 予定額	継続費の 総額に 対する 率
千円	千円	千円	千円	千円	%
				97,900	
				97,900	

前前年度の 末までの 支出額	前年度末 までの支出 額 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降 支出 予定額	継続費の 総額に 対する 率
千円	千円	千円	千円	千円	%
3,910	3,910		3,910		0.4
	563,049		563,049		56.3
		433,534	433,534		43.3
3,910	566,959	433,534	1,000,493		100.0
		2,330,949	2,330,949		60.0
				1,553,967	
		2,330,949	2,330,949	1,553,967	60.0

市債の前前年度末における  
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		
		補正前の額	補 正 額	計
1 普 通 債	85,518,856	11,596,600	124,500	11,721,100
(1) 土 木	33,859,003	4,903,200	△ 28,000	4,875,200
(2) 農 林 水 産	2,394,708	260,300		260,300
(3) 教 育	13,058,373	3,197,900	20,600	3,218,500
(4) 公 営 住 宅	2,807,262	100,100		100,100
(5) 保 健 衛 生	6,234,023	1,729,100		1,729,100
(6) 消 防	2,578,539	592,600	11,200	603,800
(7) 民 生	1,127,501	178,700	120,700	299,400
(8) 商 工	128,514	5,200		5,200
(9) 過 疎 債	451,902	123,800		123,800
(10) そ の 他	22,879,031	505,700		505,700
2 災 害 復 旧 債	1,712,203			
(1) 土 木	404,631			
(2) 農 林 水 産	250,582			
(3) 教 育	6,075			
(4) 公 営 住 宅				
(5) 保 健 衛 生	1,050,915			
3 そ の 他	57,985,223	1,742,300		1,742,300
地域総合整備				
(1) 資金貸付金	334,974			
(2) 減収補てん債	1,064,629			
(3) 減税補てん債	295,814			
(4) 臨時財政対策債	56,289,806	1,742,300		1,742,300
合 計	145,216,282	13,338,900	124,500	13,463,400

現在高並びに前年度末及  
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
7,434,908		7,434,908	89,805,048
2,819,687		2,819,687	35,914,516
119,278		119,278	2,535,730
1,327,193		1,327,193	14,949,680
214,132		214,132	2,693,230
552,253		552,253	7,410,870
550,758		550,758	2,631,581
92,887		92,887	1,334,014
9,879		9,879	123,835
49,928		49,928	525,774
1,698,913		1,698,913	21,685,818
90,632		90,632	1,621,571
59,281		59,281	345,350
21,552		21,552	229,030
1,012		1,012	5,063
8,787		8,787	1,042,128
4,817,325		4,817,325	54,910,198
47,721		47,721	287,253
			1,064,629
127,376		127,376	168,438
4,642,228		4,642,228	53,389,878
12,342,865		12,342,865	146,336,817

# 歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 1,122,729 千円

上記のうち特定財源 734,800

差 引 一 般 財 源 387,929

## こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
16 国 庫 支 出 金	219,314	2 国 庫 補 助 金	219,314
19 寄 附 金	45,448	1 寄 附 金	45,448
21 繰 越 金	123,167	1 繰 越 金	123,167
計	387,929		



中央卸売市場会計  
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	千円 43,203	千円 3,434	千円 46,637
歳入合計	91,152	3,434	94,586



歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費	千円 5,012	千円 3,434	千円 8,446
歳 出 合 計	91,152	3,434	94,586

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
			3,434
0	0	0	3,434

## 2 歳 入

### 2 款 繰入金

#### 1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 43,203	千円 3,434	千円 46,637	1 一般会計繰入 金	千円 3,434
計	43,203	3,434	46,637		

	説	明	千円
01 一般会計繰入金 基準外		(産業企)	3,434
			3,434

### 3 歳 出

#### 2 款 事業費

##### 1 項 中央卸売市場施設整備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
2 中央卸売市 場再整備費	千円 1,512	千円 3,434	千円 4,946	千円	千円	千円	千円 3,434
計	5,012	3,434	8,446	0	0	0	3,434



節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 3,434	【産業振興部関係】	千円 3,434
		中央卸売市場再整備基本計画策定経費	3,434



公設地方卸売市場会計  
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	千円 71,513	千円 41,165	千円 112,678
歳入合計	461,791	41,165	502,956



歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費	千円 22,095	千円 41,165	千円 63,260
歳 出 合 計	461,791	41,165	502,956

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
			41,165
0	0	0	41,165

## 2 歳 入

### 3 款 繰入金

#### 1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 71,513	千円 41,165	千円 112,678	1 一般会計繰入 金	千円 41,165
計	71,513	41,165	112,678		



	説	明	千円
01	一般会計繰入金	(産業企)	41,165
	基準外		41,165

### 3 歳 出

#### 2 款 事業費

##### 1 項 地方卸売市場施設整備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
2 地方卸売市場再整備費	千円 18,129	千円 41,165	千円 59,294	千円	千円	千円	千円 41,165
計	22,095	41,165	63,260	0	0	0	41,165

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	千円 41,165	【産業振興部関係】	千円 41,165
		地方卸売市場再整備基本計画策定経費	41,165